契約手続の不備及び公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 松原高等学校　 | 　農業科実習用地の借上げに当たって、土地賃貸借契約書の締結及び経費支出に係る意思決定は行っていたが、契約書を締結していなかった。1. 賃貸借期間　令和４年４月１日から令和５年３月31日まで
2. 賃貸借料　　120,000円（債権者Ａ）及び54,000円（債権者Ｂ）

また、借用財産の借用期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていなかった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 松原市三宅東三丁目1576番地の一部 | 600㎡ | 農業実習用農地 | 120,000円 | （注）令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |
| 土地 | 松原市三宅東三丁目1577番地１の一部 | 270㎡ | 農業実習用農地 | 54,000円 | （注）令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |

（注）公有財産台帳では、借用期間が「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得第３節　借用府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月30日）